

やまなしインバウンド受入環境整備支援事業 よくある質問（Q&A）

<目次>

1. 事業の概要について

- Q1-1 支援事業の目的は何ですか。
- Q1-2 どのような施設が対象ですか。
- Q1-3 どのような経費が支援金の対象ですか。
- Q1-4 支援金の額はいくらですか。申請上限額、下限額はありますか。
- Q1-5 国や県、市町村の補助金を一部受けている場合、残りを本事業で申請できますか。
- Q1-6 支援額に消費税は含まれますか。
- Q1-7 いつから実施した機器購入が対象ですか。また、いつまでに実施した機器購入が対象ですか。
- Q1-8 対象とされていない業種への対象拡大予定はありますか。
- Q1-9 機器等の購入資金を用意できないため、購入前に支援金を受け取ることとは可能ですか。

2. 支援対象施設について

- Q2-1 対象とならない施設はありますか。
- Q2-2 社団法人、財団法人、NPO 法人等も対象者ですか。
- Q2-3 宿泊施設が同じ敷地内で運営する宿泊部門と飲食部門で別々に申請してもよいですか。
- Q2-4 東京の本社がまとめて購入した備品を県内の支店へ支給して設置する場合、対象ですか。
- Q2-5 山小屋は対象ですか。
- Q2-6 対象施設ではない「法人税法別表第一に規定する公共法人」とはどのような施設ですか。
- Q2-7 対象施設でない「宗教上の組織若しくは団体」ですが、宿坊などの宿泊業や精進料理などの提供を行う飲食業は対象ですか。
- Q2-8 支援金は課税対象となりますか。
- Q2-9 県（又は市町村）から指定管理を受けていますが、支援対象になりますか。
- Q2-10 同一施設で飲食店とワイナリーを営んでいる場合、業種ごとに申請ができますか。

3. 支援対象機器について

【機器全般】

- Q3-1 対象機器は一覧表に掲載されたものに限定されますか。
- Q3-2 品簿で1月末までには対象機器等は納品されないと言われました。2月以降の納品になっても対象になりますか。
- Q3-3 支援対象となる機器等の購入台数に制限はありますか。
- Q3-4 支援金が活用できるという理由で市場価格よりも大幅に高い金額での購入をすすめられました。その場合も購入金額を支援してもらえますか。

- Q3-5 配送費・取付費は対象ですか。
- Q3-6 フリマやオークションで購入した商品は対象ですか。
- Q3-7 ネットで購入した備品は対象ですか。
- Q3-8 これまで使用していた備品を故障で買い替える場合も対象ですか。
- Q3-9 使用していた備品の修理代は対象ですか。
- Q3-10 これまで使用していた備品の撤去・廃棄費用は対象ですか。
- Q3-11 令和4年3月20日に発注し、納品・支払いは令和4年4月10日に行いました。対象ですか。
- Q3-12 令和5年1月15日に納品され、支払いは令和5年2月10日に行いました。対象ですか。
- Q3-13 備品をリースで整備する場合のリース料・レンタル料は対象ですか。
- Q3-14 購入備品の月々の保守点検料などのランニングコストは対象ですか。
- Q3-15 支援対象とした備品を廃棄したり、譲渡したい場合、何か制限がありますか。
- Q3-16 認証を取得しましたが、近日中に閉店する予定です。それまでに使用する備品類は対象ですか。
- Q3-17 実際に備品を利用しているか立入調査などはありますか。
- Q3-18 自社や管理委託業者などが販売している製品を支援対象とすることは可能ですか。
- Q3-19 音声翻訳機やキャッシュレス決済機器を置くための台は対象になりますか。
- Q3-20 今回の申請で、取り急ぎ Wi-Fi 環境の整備やキャッシュレス決済のための機器を整備することとし、多言語化対応は本格的にインバウンドが回復してから実施したいと思います。支援を受けることはできますか。
- Q3-21 多言語化対応については既に実施しておりますが、今回改めて機器等を購入する際、支援を受けることはできないのでしょうか。
- Q3-22 外国人観光客の利便性・満足度の向上を図るため、次の機器等を整備しようと考えています。対象になりますか。各機器等には、多言語で案内を表示します。
- ・エアコン、製氷機、脱煙機能付き喫煙ブース、ウッドデッキ

4. 申請方法・提出書類について

- Q4-1 申請書はどこで手に入りますか。また、提出先はどこですか。
- Q4-2 申請期限はいつまでですか。
- Q4-3 早く申請した方がよいですか。
- Q4-4 申請から支払いまでどのくらいの期間かかりますか。
- Q4-5 一度申請して10万円の支援を受けましたが、追加で対象備品を購入した場合、上限額の残りの20万円を申請できますか。
- Q4-6 領収書等は原本が必要ですか。
- Q4-7 手元にある領収書では消費税額が確認できませんが、有効ですか。
- Q4-8 クレジットカードで支払ったため、領収書やレシートがありませんが、どのようにすればよいですか。

- Q4-9 領収書、レシート等を紛失してしまいましたが、申請できますか。
- Q4-10 営業許可証を紛失してしまいましたがどうすればよいですか。
- Q4-11 本社が各施設分をまとめて申請できますか。
- Q4-12 クレジットカードで支払った場合、支払の確認はいつの時点ですか。
- Q4-13 クレジットカードで従業員が支払った場合になりますか。
- Q4-14 カードのポイントや商品券で支払った場合、対象ですか。
- Q4-15 領収書やレシートに一式としか記載されておらず内訳がわからない場合でも申請可能ですか。
- Q4-16 領収書やレシートに支援対象のもの以外も記載されている場合、別に領収書を発行してもらう必要がありますか。
- Q4-17 免税電子手続機器の導入とその他の支援（音声翻訳機等）を申請したいのですが、免税店許可に時間を要するため、その他の支援のみ先に申請してもよいですか。
- Q4-18 ムスリム等対応の支援を申請する場合、ムスリム受入可能な施設としての紹介は断りたいのですが、申請可能ですか。
- Q4-19 ①多言語・電子決済等対応と②ムスリム等対応を別々に申請してもよいですか。

1. 事業の概要について

Q1-1 支援事業の目的は何ですか。

⇒ 外国人観光客の利便性・満足度の向上に寄与する受入環境整備を行う観光事業者等を支援することで、インバウンド回復による外国人観光客をいち早く取り込むことが目的です。

Q1-2 どのような施設が対象ですか。

⇒ 山梨県内において、外国人観光客の受入環境整備に取り組む民間事業者（観光事業者、飲食店営業者、商業施設営業者、旅客自動車運送業者、民泊事業を営む事業者）が施設が対象です。複数の施設を経営している場合、施設ごとの申請が可能です。

ただし、旅館業法に基づく宿泊施設は当支援事業の対象外です。別途募集している「宿泊施設高付加価値化支援事業」をご活用ください。

Q1-3 どのような経費が支援金の対象ですか。

⇒ 外国人観光客の利便性や満足度の向上に寄与する機器等の導入、整備等が対象となります。例えば、音声翻訳機器やキャッシュレス決済機器、免税手続機器などです。また、ムスリム（イスラム教徒）やベジタリアンといった多様な思想に配慮した取り組みについても支援の対象としています。

詳細は対象機器等一覧をご確認ください。

Q1-4 支援金の額はいくらですか。申請上限額、下限額はありますか。

⇒ 当支援事業では、【① 多言語・電子決済等対応】、【② ムスリム等対応】の2つのメニューを用意しています。この2つは併用可能であり、1施設・店舗あたりそれぞれ60万円を上限としていますので、最大120万円の支援が受けられます。下限は5万円です。

Q1-5 国や県、市町村の補助金を一部受けている場合、残りを本事業で申請できますか。

⇒ 他の補助金等を受けている場合、本支援金の申請は受け付けておりません。

Q1-6 支援額に消費税は含まれますか。

⇒ 消費税は対象外ですので、申請額は消費税を除いた額としてください。

Q1-7 いつから実施した機器購入が対象ですか。また、いつまでに実施した機器購入が対象ですか。

⇒ 令和4年4月1日（金）以降の発注で、令和5年~~1月31日（火）~~2月15日（水）までに支払・設置した機器購入等が対象です。支払いは申請時（申請期限：令和5年~~1月31日（火）~~2月15日（水））までに完了していることが必要です。

コンサルティング料については、当該コンサルティングが令和5年1月31日(火)2月15日(水)までに終了していることが必要です。

Q1-8 対象とされていない業種への対象拡大予定はありますか。

⇒ 現状、拡大予定はありませんが、対象の拡大を行う場合は、県ホームページ等で周知いたします。

Q1-9 機器等の購入資金を用意できないため、購入前に支援金を受け取ることは可能ですか。

⇒ 機器支援金は、購入後に領収書等を添付の上、申請いただくことで購入経費を支援させていただく制度であるため、購入前に支援金をお支払いすることはできません。

2. 支援対象施設について

Q2-1 対象とならない施設はありますか。

⇒ 次の(1)から(5)に該当する施設・事業者は対象となりません。

- (1) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- (2) 政治団体
- (3) 宗教上の組織若しくは団体
- (4) 旅館業法第3条第1項の許可を受けた宿泊施設（山小屋除く）
- (5) (1)から(4)に掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと判断される者

なお、(4)の宿泊施設については、別途募集している「宿泊施設高付加価値化支援事業」をご活用いただけますので、ご検討ください。

問い合わせ先：宿泊施設高付加価値化支援事業事務局 055-222-6112

Q2-2 社団法人、財団法人、NPO法人等も対象者ですか。

⇒ 対象施設に該当すれば申請できます。

Q2-3 宿泊施設が、同じ敷地内で運営する宿泊部門と飲食部門で別々に申請してもよいですか。

⇒ 宿泊施設は当支援金の対象外です。別に定める「宿泊施設高付加価値化支援事業費補助金」を活用いただけますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先：宿泊施設高付加価値化支援事業事務局 055-222-6112

Q2-4 東京の本社がまとめて購入した備品を県内の支店へ支給して設置する場合、対象ですか。

⇒ 申請施設への支給分の金額が確認できれば対象です。なお、まとめて購入は可能ですが、申請は各施設ごとをお願いします。

Q2-5 山小屋は対象ですか。

⇒ 山小屋は旅館業法に基づく宿泊施設ですが、グリーン・ゾーン認証の対象外であることから、本事業の対象となります。

Q2-6 対象施設ではない「法人税法別表第一に規定する公共法人」とはどのような施設ですか。

⇒ 以下の公共法人が事業を行っている場合は、支援金の対象になりません。国立大学法人、社会保険診療報酬支払基金、大学共同利用機関法人、地方公共団体、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、独立行政法人（資本金・出資額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類する者）、土地開発公社、土地改良区、土地区画整理組合、日本下水道事業団、日本年金機構 等

Q2-7 対象施設でない「宗教上の組織若しくは団体」ですが、宿坊などの宿泊業や精進料理などの提供を行う飲食業は対象ですか。

⇒ 飲食業は対象ですが、宿泊施設は当支援事業の対象外です。
別に定める「宿泊施設高付加価値化支援事業費補助金」を活用いただけますので、詳しくはお問い合わせください。
問い合わせ先：宿泊施設高付加価値化支援事業事務局 055-222-6112

Q2-8 支援金は課税対象となりますか。

⇒ 原則課税対象となります。詳しくは税務署へお問い合わせください。

Q2-9 県（又は市町村）から指定管理を受けていますが、支援対象になりますか。

⇒ 対象となります。ただし、委託元の県（又は市町村）が当該対象機器等を直接用意する場合や当該支援金分を委託料から差し引く場合がありますので、事前に委託元の担当課と相談の上、申請してください。

Q2-10 同一施設で飲食店とワイナリーを営んでいる場合、業種ごとに申請ができますか。

⇒ 別々に営業許可等を受けていればそれぞれ申請できます。

3. 支援対象機器について

Q3-1 対象機器は一覧表に掲載のものに限定されますか。

⇒ 外国人観光客の利便性・満足度向上に寄与するものであれば対象となりますので、まずは購入前にご相談ください。

Q3-2 品薄で1月末までには対象機器等は納品されないと言われました。2月以降の納品になっても対象になりますか。

⇒ ~~1月末~~ **2月15日**までの設置が対象です。支払は申請時点（~~1月末~~ **2月15日**）までに済んでいれば対象です。

Q3-3 支援対象となる機器等の購入台数に制限はありますか。

⇒ 購入台数に制限は設けませんが、施設規模等を踏まえ説明責任が果たせる範囲での購入をお願いします。

Q3-4 支援金が活用できるという理由で市場価格よりも大幅に高い金額での購入をすすめられました。その場合も購入金額を支援してもらえますか。

⇒ 市場価格を大幅に超える機器等の購入は対象にならない場合がありますので、適正な価格を確認の上、購入してください。大幅に超える価格について迷う場合はご相談ください。

Q3-5 配送費・取付費は対象ですか。

⇒ 対象です。対象となる機器等の購入・設置のために要した配送や取付であることがわかる領収書（レシート）の添付をお願いします。

Q3-6 フリマやオークションで購入した商品は対象ですか。

⇒ 転売目的でないことや、不当に高額な購入でないことを確認させていただく場合があります。なお、一般個人や対象機器等の取り扱いを行っていないと考えられる事業者からの購入については対象外とします。

Q3-7 ネットで購入した備品は対象ですか。

⇒ 対象です。明細書など支払額・購入日がわかる書類を添付してください。なお、クレジットカードによる支払は申請時までに引き落としが確認できる場合のみ対象です。

Q3-8 これまで使用していた備品を故障で買い替える場合も対象ですか。

⇒ 故障の買い換えで新たに購入する場合も対象です。

Q3-9 使用していた備品の修理代は対象ですか。

⇒ 修理代は対象となりません。

Q3-10 これまで使用していた備品の撤去・廃棄費用は対象ですか。

⇒ 対象となりません。

Q3-11 令和4年3月20日に発注し、納品・支払いは令和4年4月10日に行いました。対象ですか。

⇒ 対象になりません。令和4年4月1日以降の発注を対象とします。

Q3-12 令和5年1月15日に納品され、支払いは令和5年2月10日に行いました。対象ですか。

⇒ **対象になります。**令和5年1月31日**2月15日**までに支払いが行われた機器購入を対象とします。

Q3-13 備品をリースで整備する場合のリース料・レンタル料は対象ですか。

⇒ リース・レンタルの場合は対象になりません。

Q3-14 購入備品の月々の保守点検料などのランニングコストは対象ですか。

⇒ 保守点検料などのランニングコストは対象になりません。

Q3-15 支援対象とした備品を廃棄したり、譲渡したい場合、何か制限がありますか。

⇒ 国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱」に基づき、単価50万円以上の財産を廃棄する場合等は、財産処分承認申請書による承認が必要です。詳しくは県観光振興課へご連絡ください。

Q3-16 近日中に閉店する予定ですが、それまでに使用する備品類は対象ですか。

⇒ 将来的に継続して使用する備品等の購入が対象ですので、施設の閉店が予定されている場合は対象になりません。

Q3-17 実際に備品を利用しているか立入調査などはありますか。

⇒ 取組状況、支援金の収支、関係書類等について、立入調査を行う場合があります。

Q3-18 自社や管理委託業者などの関係事業者が販売している製品を支援対象とすることは可能ですか。

⇒ 可能ですが、支援対象経費に事業者自身や管理委託業者などの関係事業者の利益が含まれることは支援金の目的上ふさわしくないため、自身等から調達等を行う場合は、製造原価又は仕入原価など、利益を含まない額をもって対象経費とします。

Q3-19 音声翻訳機やキャッシュレス決済機器を置くための台は対象になりますか。

⇒ 対象機器を設置するために必要となる場合は対象とします。

Q3-20 今回の申請で、取り急ぎ Wi-Fi 環境の整備やキャッシュレス決済のための機器を整備することとし、多言語化対応は本格的にインバウンドが回復してから実施したいと思います。支援を受けることはできますか。

⇒ 支援を受けることはできません。「キャッシュレス決済機器」「免税電子手続機器」「Wi-Fi 環境整備機器」を申請する場合、多言語での案内の掲示等、多言語対応を既に実施しているか、今回の申請で実施することが必須の要件となります。

Q3-21 多言語化対応については既に実施しておりますが、今回改めて機器等を購入する際、支援を受けることはできないのでしょうか。

⇒ 既に多言語化対応を実施している場合には、今回改めて対応を実施する必要はありません。ただし、「キャッシュレス決済機器」「免税電子手続機器」「Wi-Fi環境整備機器」を申請する場合には、既に多言語表示・案内など多言語対応を実施していることが分かる写真を添付していただく必要があります。

Q3-22 外国人観光客の利便性・満足度の向上を図るため、次の機器等を整備しようと考えています。対象になりますか。各機器等には、多言語で案内を表示します。

- ・ エアコン
- ・ 製氷機
- ・ 脱煙機能付き喫煙ブース
- ・ ウッドデッキ

⇒ すべて対象になりません。

4. 申請方法・提出書類について

Q4-1 申請書はどこで手に入りますか。また、提出先はどこですか。

⇒ 事務局のホームページから申請書をダウンロードしていただき、添付書類とともにメール又は紙による郵送で事務局へ提出してください。
(事務局ホームページ)

<https://yamanashigz-sien.com/inbound-kankyoseibi>

(提出先アドレス) ※送付間違いに十分ご注意ください。

yamanashi7ib@gmail.com

(事務局)

〒400-0031 甲府市丸の内二丁目16番4号 丸栄ビル4階

山梨県インバウンド受入支援事業事務局

※ 郵送の場合、封書の裏面には必ず差出人の住所及び氏名をご記載ください。なお、文字の判別が困難になる恐れがあるため、FAXによる提出は受付不可とさせていただきます。また、感染拡大防止のため、持参による提出も不可とします。

Q4-2 申請期限はいつまでですか。

⇒ ~~令和5年1月31日(月)~~ **2月15日(水)** までです。郵送の場合は、令和5年1月31日 **2月15日** 消印有効です。

Q4-3 早く申請した方がよいですか。

⇒ 十分な予算を確保しておりますので、申請期限内の申請をお願いします。

Q4-4 申請から支払いまでどのくらいの期間かかりますか。

⇒ できるだけ早くお支払いしますが、書類受け取り後2ヶ月程度かかる場合があります。なお、書類の確認状況により支払いが前後する場合がありますのでご承知おきください。

Q4-5 一度申請して10万円の支援を受けましたが、追加で対象備品を購入した場合、上限額の残りの50万円を申請できますか。

⇒ 1施設・店舗あたり1回までの申請とさせていただきますので、2回以上の申請はできません。

Q4-6 領収書等は原本が必要ですか。

⇒ 原本は手元に残していただき、写しを提出してください。

Q4-7 手元にある領収書では消費税額が確認できませんが、有効ですか。

⇒ 消費税額が明記された領収書やレシートをご提出ください。なお、確認できない場合は、支援対象から除外させていただきます。

Q4-8 クレジットカードで支払ったため、領収書やレシートがありませんが、どのようにすればよいですか。

⇒ カード明細及び対象期間内の引き落としが確認できる部分の通帳の写しなど、当該機器等の支払額・購入日・引き落とし日がわかるものを提出してください。

Q4-9 領収書、レシート等を紛失してしまいましたが、申請できますか。

⇒ 支払い及び購入日が確認できない場合は対象となりません。領収書等の再発行や電子支払履歴の写しなどにより提出をお願いします。

Q4-10 営業許可証を紛失してしまいましたがどうすればよいですか。

⇒ 所管する事務所（保健所など）へお問い合わせいただき、再発行できるか相談してください。再発行できない場合はご相談ください。

Q4-11 本社が各施設分をまとめて申請できますか。

⇒ 施設・店舗ごとに申請をお願いします。

Q4-12 クレジットカードで支払った場合、支払の確認はいつの時点ですか。

⇒ クレジットカードによる支払は申請時に引き落としが完了していることの確認ができる場合のみ対象です。（納品やカード利用が申請期限内でも、口座からの引き落としが申請期限外であれば、対象外となります。分割払いにより、申請までに支払が完了せず、所有権が施設に帰属しない場合も対象外です。リボルビング払いの購入も、申請期限までに当該代金の支払いが完済し、かつ、第三者による証明がなされない限り対象外です。）

Q4-13 クレジットカードで従業員が支払った場合は対象になりますか。

⇒ 施設名（法人名、代表者名）がある領収書等が対象となります。ただし、やむを得ず他の者が支払った場合は、当該者が従業員であることを証明できるものを添付してください。

Q4-14 カードのポイントや商品券で支払った場合、対象ですか。

⇒ 支払は、法定通貨でお願いします。仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）特典ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用等は対象となりません。

Q4-15 領収書やレシートに一式としか記載されておらず内訳がわからない場合でも申請可能ですか。

⇒ 内容を確認する必要があるため、別に内訳書等を添付してください。

Q4-16 領収書やレシートに支援対象のもの以外も記載されている場合、別に領収書を発行してもらう必要がありますか。

⇒ 支援対象のもの以外が記載されている場合は、対象となるものに「○」をつけるなどわかるようにしていただければ申請可能です。

Q4-17 免税電子手続機器の導入とその他の支援（音声翻訳機等）を申請したいのですが、免税店許可に時間を要するため、その他の支援のみ先に申請してもよいですか。

⇒ 1施設・店舗あたり1回までの申請とさせていただきますので、免税電子手続機器への支援を含む場合は、免税店許可後に他の支援もあわせて申請をお願いします。

Q4-18 ムスリム等対応の支援を申請する場合、ムスリム受入可能な施設としての紹介は断りたいのですが、申請可能ですか。

⇒ ムスリム観光客の受入を行うための支援ですので、紹介不可の場合は申請できません。

Q4-19 ①多言語・電子決済等対応と②ムスリム等対応を別々に申請してもよいですか。

⇒ 1施設・店舗あたり1回までの申請とさせていただきますので、あわせて1回の申請をお願いします。